

婦 人 行 政 に つ い て

昭和 61 年度

労 働 省 婦 人 局



目 次

第1	婦人行政の組織及び予算	1
第2	婦人行政について	4
1	西暦2000年に向けての婦人の地位向上のための啓発 活動の展開	6
2	女子労働者福祉対策基本方針の策定	8
3	雇用における男女の均等な機会と待遇の確保対策の 推進	8
4	女子の就業パターンの多様化に応じた施策の推進	9
5	女子労働者の出産・育児等に関する環境条件整備の推 進等	12
6	家内労働対策の推進	15
7	国際協力の推進	17



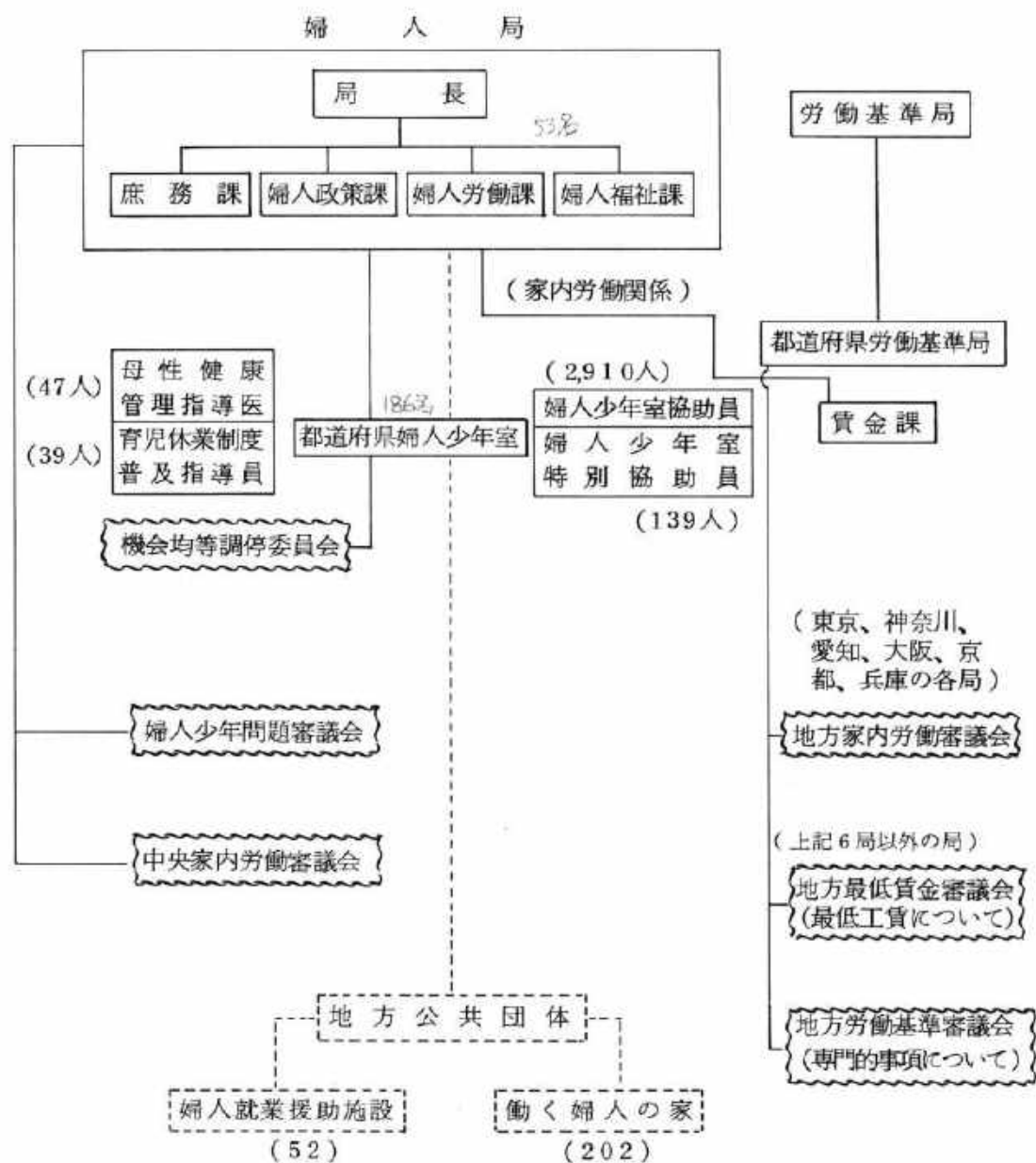
第1 婦人行政の組織及び予算

1 組 織

婦人行政は、労働本省（婦人局）と各都道府県婦人少年室（家内労働関係事務を除く）及び各都道府県労働基準局賃金課（家内労働関係事務）で推進している（行政組織図参照）。

婦人局各課の主な所掌事務としては、婦人政策課においては、婦人の地位向上対策、雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保対策等を、婦人労働課においては、婦人労働者の保護及び婦人労働者に特殊な労働条件の向上、パートタイム労働対策、家内労働対策、婦人就業援助対策を、婦人福祉課においては、育児休業制度及び女子再雇用制度の普及対策、女子労働者の母性健康管理対策、労働者家族問題に関すること、働く婦人の家の設置及び運営指導等女子労働者福祉対策を所掌する。

婦人行政組織圖



(注) ① 組織図は昭和61年4月1日現在

② 各施設の設置数は62年3月末現在(設置予定を含む)

2 予 算

婦人局予算は、次のとおりである。

(単位 千円)

事 項	昭和 6 1 年度
1 雇用における男女の均等な機会と待遇の確保対策等	1 7 1,5 2 2
2 育児休業制度の普及促進対策	1,6 8 6,8 4 0
3 再雇用特別措置の普及促進対策	9 9,5 5 8
4 女子労働者の母性健康管理対策	3 0,3 1 6
5 女子の就業パターンの多様化等に応じた施策	6 1 0,0 0 0
6 家内労働対策	1 2 1,2 0 0
7 勤労婦人福祉施設の整備	4 0 2,5 7 6
8 行政機能の整備充実	9 3 2,8 5 2
合 計	4,0 5 4,8 6 4

第2 婦人行政について

近年、経済社会の発展と相まって、平均寿命の伸長（婦人の0歳余命は昭和25年61.5歳、昭和59年80.2歳）、出生率の低下（昭和25年人口千対28.1、昭和59年人口千対12.5）、教育水準の向上（女子の高校進学率昭和30年47.4%、昭和60年94.9%、4年制大学進学率昭和30年2.4%、昭和60年13.7%）等の現象が続く中で、婦人の生活は大きく変化し、職場、地域社会における各種の活動に参加する婦人やそれを求める婦人（女子無業者の就業希望率昭和40年20.8%、昭和57年33.3%）が増加しており、とりわけ就業意欲の高まりは著しい。

15歳以上女子人口は4,863万人（昭和60年「労働力調査」）であるが、農林、非農林業に従事する女子就業者数は昭和60年現在2,304万人（農林業231万人、非農林業2,072万人）にのぼり、その12.5%が自営業主、20.0%が家族従業者、67.2%が雇用者（非農林業についてだけみると自営業主12.0%、家族従業者13.5%、雇用者74.3%）となっている。

特に女子雇用者は、引き続き堅調な増加を示し昭和60年には1,548万人に達し、全雇用者の35.9%を占めるに至り、昭和35年（738万人）に比べると2倍強となっている。また、短

時間雇用者も年々増加しており、60年には女子雇用者の22.0%を占めている。

女子労働者は、このような実数の増加に加え、女子雇用者の勤続年数が伸長し、就業分野も拡大するなど、今や我が国経済社会の発展は、女子労働者抜きには考えられなくなっている。一方、平均寿命の伸長、出生率の低下によるライフサイクルの変化や、高学歴化等による就業意欲の高まりを背景に、女子労働者の構成も従来の若年未婚者中心から中高年既婚者中心へと大きく変化しており、女子労働者自身の生涯において、職業生活がますます大きな意味を持つようになっている。また、技術革新の進展、産業構造の変化等が進む中で、女子労働者の側においてもライフサイクルの各ステージで多様な選択が行われていることを反映して、パートタイム労働者の増加が顕著であることに加え、派遣労働、在宅勤務等、新しい形態の就業もあらわれている。

また、家内労働者119万人（昭和59年「家内労働概況調査」）のうち93%（111万人）は女子であり、家内労働者に占める女子の割合は高い。

国際的には「国連婦人の10年」最終年であった昨年6月には、我が国において女子差別撤廃条約が批准され、また7月には、ナイロビで開催された世界婦人会議において、10年間の成果を見直し、西暦2000年に向けて各国がとるべき行動についてとりま

とめた「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択されたところであり、これらをふまえて婦人の地位向上の実現に取り組むこととなっている。

労働省においては、このような国の内外の状況の下に「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」（以下「男女雇用機会均等法」という。）の円滑な施行をはじめ関連施策の強力かつ着実な推進を図ることとし、昭和61年度においては、以下の婦人行政を積極的に展開する。

1 西暦2000年に向けての婦人の地位向上のための啓発活動の展開

「国連婦人の10年」の最終年であった昭和60年7月、ナイロビで開催された世界婦人会議においては、過去10年間における達成点と問題点を見直し、西暦2000年までに各国、国際機関等がとるべき行動について討議され、その結果「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」（以下「将来戦略」という。）が採択された。この将来戦略の考え方を踏まえて、61年度の婦人の地位向上のための啓発活動を次のように実施する。

。 婦人週間の実施

第38回婦人週間（4月10日～16日）は、将来戦略及び

「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」が要請している女性の能力についての固定的な見方や男女の定型化された役割に基づく偏見、慣行の見直しについての男女双方の自覚と社会的気運の醸成を図るため、「女性の能力や役割についての固定的な考え方を見直そう——男女雇用機会均等法の施行を契機に——」をテーマとして実施する。

● ○ 日本婦人問題会議の開催

個人あるいは婦人団体等が婦人週間のテーマに沿って女性の能力についての固定的な見方や男女の固定的な役割分担意識の解消のための調査、研究、実践等の諸活動を自主的に実施することを促すため、第11回日本婦人問題会議を5月30日に開催する。

● ○ 婦人問題懇談会の開催等

地域における婦人問題の現状及び関係行政機関、婦人団体等の活動状況、活動の推進に当たって生じた問題点等を把握し、婦人問題についての連絡調整を図るとともに、婦人問題に対する認識を深め、その改善のための取組みを促すため、都道府県婦人少年室において関係行政機関、婦人団体、報道関係者等を対象とした婦人問題懇談会を実施する。

また、審議会委員への婦人の登用など政策決定の場への婦人の参加については、あらゆる機会をとらえてその促進を図る。

2 女子労働者福祉対策基本方針の策定

男女雇用機会均等法第6条に基づき、雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保を促進するための施策、女子労働者の就業に関する援助のための施策等女子労働者の福祉の増進について講じようとする施策について、その基本となるべき方針を示す女子労働者福祉対策基本方針の策定のための検討を行う。

3 雇用における男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進

昭和61年度の婦人行政の最重点課題として、雇用における男女の均等な機会と待遇の確保を促進するため、4月1日から施行された男女雇用機会均等法の円滑な施行を図る。また、企業が女子労働者を積極的に活用するため、その雇用管理を見直し、改善するために必要な援助を行う。

(1) 男女雇用機会均等法の円滑な施行

イ 啓発活動の展開

男女雇用機会均等法の施行に当たっては、昭和61年度が施行初年度であることから、同法及び同法施行規則並びに指針の趣旨、内容の周知に重点を置き、特に新たに6月を「男女雇用機会均等月間」とし集中的に広報啓発活動を展開する。また、第1回「男女雇用機会均等月間」を記念して同月間のシンボルマークを募集する。

ロ 紛争解決の援助等

男女雇用機会均等法の施行に伴い男女の均等な機会及び待遇に関する相談が増加することが見込まれるので、都道府県婦人少年室において、相談受理体制を整備するとともに、女子労働者と事業主との間の具体的な紛争について解決の援助を求められた場合には、婦人少年室長の適切な助言・指導・勧告、機会均等調停委員会の円滑な運営等により紛争の迅速かつ円滑な解決に努める。

(2) 女子雇用管理の改善のための援助

男女雇用機会均等法の要請等を受け、企業の女子労働者の積極的な活用に資するため、女子労働者の活用のための雇用管理に関する調査研究、女子労働者の能力の活用、開発のためのセミナーの実施等を行う。

4 女子の就業パターンの多様化に応じた施策の推進

女子のライフサイクルの変化、就業意欲の増大等に伴い生涯働き続ける者の他に出産・育児により職業生活を一時中断した後再び就業する者が増加するなど就業パターンが多様化している。また、就業形態もパートタイム労働、派遣労働、在宅勤務等多様化しているが、特にパートタイム労働者の増加が著しい。

このような状況に対応するため、次のような施策を推進する。

(1) パートタイム労働対策の推進

家庭の主婦層を中心に増加の著しいパートタイム労働者の労働条件の改善、雇用の安定等を図るため「パートタイム労働対策要綱」（昭和59年12月策定）に基づき、引き続き労使等に対する啓発、指導等円滑な行政施策の実施に努める。

イ パートタイム労働旬間の実施

パートタイム労働対策要綱に基づき、パートタイム労働旬間（11月1日～10日）において、パートタイム労働に関する指針の周知を図るため、関係行政機関等との連携の下に効果的に啓発指導等を行う。

ロ パートタイム労働に関する研究等の実施

パートタイム労働者の労働条件、雇用管理等の実態を把握するため、情報収集に努める。また、パートタイム労働者の適正な雇用管理のあり方について引き続き研究を行う。

(2) 婦人就業援助対策の推進

婦人の就業ニーズは多様化しつつ高まっているが、就業を希望する婦人の多くは、職業に関する情報や知識に乏しく、また就業に必要な技能を身につけていないため、そのニーズに対応した就業援助対策の充実が求められている。

このため、婦人就業援助施設において実施する就業に関する広範な相談、指導、就業に必要な技術講習等の婦人就業援助促

進事業が技術革新や高齢化等の経済社会の変化、婦人の多様な就業ニーズに一層対応したものとなるようその効果的な推進を図る。

また、母子家庭の母等の就業を援助するため、婦人就業援助施設において、母子家庭の母等に対し就業相談、技術講習等を実施するほか、関係行政機関との連携の下に母子家庭の母等及び事業主に対し、各種就業援助制度の周知を図るとともに、母子家庭の母等の就業について社会一般の理解と協力を促す。

(3) 女子再雇用制度の普及促進

育児負担が軽くなってから再就職を希望する女子の増加が著しいが、その要請に応えるものとして、男女雇用機会均等法において、事業主は「再雇用特別措置及びこれに準ずる措置」を実施するよう努めるとともに、国は再雇用特別措置の普及を図る旨が規定されたところである。このため、昭和61年4月より「女子再雇用促進給付金」を創設し、再雇用特別措置の内容を満たす女子再雇用を実施する事業主に対し給付金を支給し、制度の普及と女子の就業機会の拡大を図ることとし、本年度は「育児休業制度普及促進旬間」（5月5日～14日）において育児休業制度の啓発とあわせて制度の意義や給付金制度の新設について集中的な広報活動を展開する。

(4) 婦人労働能力活用事業の推進

ライフサイクルの変化を背景に再就職を希望する主婦等の増加に対応し、就職の準備として地域における短期的、補助的な仕事への就業を望む者に対して必要な相談、講習を行うとともに、老人、子供の世話等家庭内の仕事について就業機会を提供する地域相互援助活動を展開する婦人労働能力活用事業を推進し、婦人の就業機会の拡大とあわせて地域の勤労者家庭の福祉の向上に資する。

(5) 再就職援助対策の調査研究

「再就職型」の女子の中でも、過去の経験を生かして第二の本格的な職業生活のスタートを希望する「再就職継続就業層」が増加しているが、現在十分な就業機会が開かれているとはいえないため、女子再雇用制度の普及とあわせ、より広範な再就職援助対策のあり方について調査研究を行う。

5 女子労働者の出産・育児等に関する環境条件整備の推進等

近年、出産・育児期にも職業の継続を希望する女子労働者の増加に伴い、その職業生活と家庭生活との調和を促し、母性への配慮等を行うことが必要となっている。

そこで、このような状況に対応するため、次のような施策を推進する。

(1) 育児休業制度の普及促進

育児休業制度の普及促進を図るため雇用保険法に基づいて、一定の要件を備えた育児休業制度を新たに導入した企業に対して「育児休業奨励金」（中小企業初年次60万円、2年次40万円、大企業初年次45万円、2年次35万円）を支給する。また、民間医療施設等に雇用される看護婦等で育児休業を取得するものに労働社会保険料の被保険者負担分に相当する額以上の賃金を支払う等一定の要件を備えた企業に対しては、「特定職種育児休業利用助成給付金」（育児休業取得女子労働者1人1か月当たり5,700円）を支給する。これらの奨励制度を活用し、重点的、計画的な普及指導を推進する。

また、育児休業制度に対する社会一般の理解を深め、企業への普及促進を図るため、育児休業制度普及促進旬間（5月5日～14日）を中心に全国的な広報活動を展開する。

さらに、育児休業制度普及指導員を7名増員し、39室に配置し、育児休業制度に関する相談、指導体制の充実を推進する。

(2) 母性健康管理対策の推進

有配偶女子労働者の増加等を背景に、女子労働者の妊娠中及び出産後の健康管理に対する配慮の重要性が高まっており、均等法第26条、第27条に基づき母性健康管理対策を推進する。特に労働基準法の母性保護規定の拡充を契機に、母性健康管理指導基準の見直しをはじめ、母性健康管理対策全体が効果的に

推進されるよう再検討を行う。

(3) 働く婦人の家の運営の充実

働く婦人の家は、女子労働者に対する各種の相談・指導、講習、休養・レクリエーションのための便宜の供与等の総合的な福祉事業を行う施設として、地方公共団体が設置するものであり、昭和60年度末現在、国の補助を受けて設置されたものは192所となっており、本年度は更に10所増設する予定である。

当該施設の設置及び運営については、「働く婦人の家の設置及び運営についての望ましい基準」（以下「望ましい基準」という。）（昭和49年労働省告示第52号）等に基づき指導を進めてきたが、今般女子労働者等のニーズの変化に即して望ましい基準等の見直しを行い、事業内容等の一層の充実を図ることとしたので、これにより適正な設置の促進と効果的な運営がなされるよう指導を行う。その一環として現在のニーズにあった職業に関する講習の効果的な実施を図るために、働く婦人の家において再就職希望者等を対象とする講習をモデル的に実施する。

(4) 労働者家族福祉対策の検討

高齢化の進展、核家族化、地域社会の変貌等を背景にして単身赴任、老親扶養等の諸問題が勤労者の家庭生活に大きな影響

を与えるようになってきている。このため実態把握結果等をもとに勤労者家庭の機能の充実とその福祉の向上を図るために必要な労働者家族福祉対策を検討する。

6 家内労働対策の推進

家内労働者の労働条件の向上を図るため、次の対策を推進する。

(1) 最低工賃の履行確保等

イ 家内労働手帳の普及

委託条件を文書で明確にし、当事者間の紛争を防止するための家内労働手帳が確実に委託者から家内労働者に交付され、かつ、継続的に使用されるよう監督指導等を行う。

ロ 最低工賃の決定

工賃の低廉な家内労働者の労働条件の改善を図るため、労働大臣または都道府県労働基準局長が家内労働審議会等の意見を尊重し、当該家内労働者と同一または類似の業務に従事する労働者に適用される最低賃金との均衡を考慮して、物品の一定単位ごとに最低工賃を決定することとしており、重点業種（メリヤス製造、既製服縫製、電気機械器具製造）を中心にその新設と最低工賃の改定を計画的に促進する。

ハ 工賃支払の確保等

工賃の通貨払、全額払、1 カ月以内払等家内労働者に対す

る工賃の支払確保を図るための監導指導を実施するとともに、委託の打切りについての早期予告の指導を行う。

ニ 安全及び衛生の確保

家内労働者が使用する機械器具、原材料のなかには、危険または有害なものもあるので、災害を防止するため、プレス機械、有機溶剤等を使用する作業を伴う危険または有害な業務に従事する家内労働者が多い産地を中心に、委託者、家内労働者及び補助者に対し、必要な遵守事項等について周知徹底を図るとともに、監督指導等を行う。

また、災害の防止意識の高揚を図るため、委託者による自主的家内労働災害防止協議会の設置とその活動を促進する。

なお、粉じん作業、有機溶剤作業及び鉛作業に従事する家内労働者については、特殊健康診断を実施し、疾病の早期発見と有害業務の実態把握に努める。

(2) その他の対策

イ 労災保険特別加入の促進

業務上の負傷や疾病の発生するおそれの多い特定の作業に従事する家内労働者や補助者も一般労働者に準じて保護することが適当と認められ、労災保険に特別加入できることとなっているので積極的にこれらの加入を促進する。

ロ 家内労働者に対する税制の改善

家内労働者は、一般に収入が低く、また生活基盤の弱いものが多いので、その生活の安定を図るため、①基礎控除額の引上げ、②配偶者控除を受けられる所得の限度額の引上げ等を関係各省に要望しその改善に努める。

ハ いわゆる「インチキ内職」の防止について

いわゆる「インチキ内職」について内職者が誇大広告にまどわされぬよう報道機関を活用して注意を喚起するほか、関係機関との連携により被害の防止に努める。

また、いわゆる「インチキ内職」が家内労働法の適用される実態がある場合には、家内労働法に定められた事項の遵守について厳重な監督指導を行う。

ニ 家内労働旬間の実施

毎年5月下旬（5月21日～31日）には、家内労働旬間を設けて法の周知徹底と遵法意識の高揚を図り、家内労働者の労働条件の向上を一層促進するため、集中的に広報活動、監督指導等を行う。

7 国際協力の推進

婦人の地位の向上、男女平等の実現は国際的課題であり、国際社会において我が国の果たすべき役割、我が国への期待も高まっているところから、国際協力を積極的に推進する。

(1) 国際会議への参加・協力

国連婦人の地位委員会については、我が国は1985年から88年までの任期の委員国を務めており、同委員会の活動に積極的に参加・協力する。

また、OECD、ILO等国际機関の諸事業に積極的に協力する。

(2) 婦人関係行政セミナーの実施

国際協力事業団が行う研修員受入れ事業に協力して、開発途上国における婦人行政官を対象とする婦人関係行政セミナーを引き続き実施する。



